

申請者が土地所有者以外（登記簿の名義人が申請できない状態などで）の場合は、相続等証明する書類の添付が必要です。その場合は土地所有者の住所・氏名の後に、（相続人）（後見人）などと表記して申請者の住所・氏名を記載してください。

九州財務局長 殿

申請者（土地所有者）

〒
住 所
氏 名
電 話

令和 年 月 日

実印を押してください。
申請者が本人かどうか確認のため印鑑証明書が必要です。

実印

◎実務取扱者

測量や書類の作成などの実務のみを取扱う者。

（立会や協議書などは申請者が行う場合。）

◎代理人

（申請者本人が現地で立会えない場合。）

※どちらかに○をつけて区分してください。

実務取扱者又は代理人

〒
住 所
氏 名
電 話
F A X

代理人の場合は委任状と代理人の印鑑証明書が必要です。

実印

実務取扱者の場合は実印の必要はありません。

土地境界確定申請書

私所有の土地と隣接する下記財務省所管国有地との境界（地図朱線の箇所）の確定をしたいので必要書類を添えて申請します。

記

添付資料の③④に確定したい境界を朱線で表示してください。

1. 国有地の所在

（例）〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地先

2. 申請の目的

発行後3ヶ月以内のもの。

申請者のほか、申請者以外の隣接土地所有者から委任を受けた場合は、申請者同様、印鑑証明と実印による委任状を提出してください。

3. 添付資料

- ① 印鑑証明書
- ② 委任状（代理人の場合）
- ③ 位置図、現地案内図
- ④ 公図又は14条地図（写）
- ⑤ 旧公図（写）
- ⑥ 隣接土地の全部事項証明書（写）又は土地所有者調書
- ⑦ 市町村が発行する「法定外公共物にかかる機能の有無について」
- ⑧ その他参考資料

隣接土地の筆数が多い場合は、登記簿の記載内容を網羅した調書の提出も可です。財務局担当者にご相談ください。

* 土地区画整理、土地改良、耕地整理等の各種事業の換地整理図、道路査定図等

土地境界確定申請書記載に当たっての注意事項

以下の場合、協議不調として申請書が返戻されることとなりますので、ご注意願います。

- ① 財務局長等から必要な資料を求められ、その後3ヶ月を経過しても提出がない場合
- ② 本申請書（追加資料がある場合はその資料）の受理後、5ヶ月を経過しても立会協議が実施されない場合
- ③ 立会協議終了後、3ヶ月を経過しても境界確定協議書（案）の提出がない場合
- ④ 申請書受理後、申請者の用件を欠くこととなった場合

※市町村が発行する「法定外公共物にかかる機能の有無について」について

◎市町村の担当課へ証明の申請をしてください。

（境界確定申請者と同一人である必要はありません。）

里道・水路等の法定外公共物については、平成17年3月31日までに国から市町村へ譲与されています。

当局で扱う財産は、原則として道路や水路として使用されていない旧法定外公共物です。この証明は、道路や水路として必要のない財産であるという市町村の証明になります。

この証明が受けられない財産は、市町村へ譲与された里道・水路ということになり、境界確認等の事務は所有している市町村が行うことになります（当局において境界確認や売払などは行えません。）ので、当局へ申請する前に市町村で必ず確認をしてください。

測量等について

境界確定後、隣接土地所有者と「境界確定協議書」を取交すこととなりますが、登記できる測量図等が必要となりますので、土地家屋調査士等の資格を有している者に作業を依頼することをお勧めします。

この場合の費用は申請者負担となりますので申し添えます。

境界確定に関する国の事務の業務委託について【名瀬出張所管轄区域を除く】

「土地境界確定申請書」を国が受理した後は、当局が業務委託契約をしている委託業者が立会や書類の調整等の国の事務を行います。委託業者に対する申請者の金銭的な負担はありません（測量・境界復元や測量図の作成等を行いません。）。

業者名や業務の内容については、別途文書でお知らせします。

境界確定後に売払申請書を提出する場合、作成方法などについても当該業者にご相談ください。